

富山県条例第24号

富山県産業技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

富山県産業技術研究開発センター条例（昭和61年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表の11の項中「7,500円」を「8,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に依頼の承認を受けている者の当該承認に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商工企画課）

富山県条例第25号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「内科 精神科」を「内科 腎臓内科 循環器内科 血液内科 呼吸器内科 消化器内科 内分泌・代謝内科 感染症内科 腫瘍内科 漢方・リウマチ科 精神科」に、「放射線科 麻酔科」を「放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 緩和ケア内科」に改める。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（医務課）

富山県条例第26号

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例

富山県農林水産総合技術センター条例（平成19年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者に係る使用料又は手数料の額は、同項に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。別表の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

種別	単位	金額
1 土壌・植物簡易測定機器	1台につき1時間	100円以上2,400円以下
2 植物培養機器	1台につき1時間	100円以上600円以下
3 食品加工機械設備（試験等の性質上1日単位で使用するものを除く。）及び食品試験機器	1台又は1室につき1時間	100円以上2,500円以下
4 食品加工機械設備（試験等の性質上1日単位で使用するものに限る。）	1台、1室又は1区画につき1日	100円以上5,900円以下
5 木材加工機械及び木材試験機械	1台につき1時間	200円以上5,500円以下
6 林業機械及び研修室	1台又は1室につき1時間	200円以上1,300円以下

別表の1の表の備考の1を次のように改める。

- 1 利用時間に単位未満の端数があるとき、又は利用時間が単位に満たないときは、当該単位まで切り上げて計算する。

別表の2の表の4の項中「10,500円」を「15,100円」に改め、同表の7の項中「1試料」の次に「又は1試料1菌種」を加え、同表の8の項中「又は1試料1サイクル」を削り、「1,200円以上10,800円」を「800円以上2,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の第9条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農林水産企画課)

富山県条例第27号

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部
を改正する条例

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年富山県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県道」の次に「を新設し、又は改築する場合における県道」を加える。

第2条第2項第23号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第24号とし、同項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条中「第7条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加える。

第42条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道については、この条例による改正後の富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（道 路 課）

富山県条例第28号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表第8及び別表第9中「、北1号岸壁」を削る。

別表第10の12の項を削り、同表の13の項中「野積場」を「荷さばき地」に改め、同項を同表の12の項とし、同表中14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（港湾課）

富山県条例第29号

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同項第3号中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改め、同条第3項中「第112条第19項」を「第112条第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（建築住宅課）

富山県条例第30号

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「場合」を「入居決定者であつて規則で定めるもの」に改める。

第12条中第4項を第5項とし、第3項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(6) 第2項に規定する極度額に至るまで責任を負ったとき。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。

第20条第1項中「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)」を削り、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する県が負担する費用には、次に掲げる費用を含まないものとする。

(1) 畳の表替え、障子及びふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(2) 明渡しの際に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている畳の表替え並びに障子及びふすまの張替えに要する費用

第41条第1項第3号中「毀損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第44条中「第20条第3項」を「第20条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県営住宅条例(以下「新条例」という。)第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する保証契約について適用し、施行日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。

3 新条例第41条第3項の規定は、施行日以後に生じた利息について適用し、施行日前に生じた利息については、なお従前の例による。

(建築住宅課)

富山県条例第31号

富山県流域下水道条例の一部を改正する条例

富山県流域下水道条例（昭和62年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県流域下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「（流域下水道事業の設置）」に改め、同条中「下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定に基づき、流域下水道」を「流域下水道事業」に改める。

第2条の見出しを「（経営の基本）」に改め、同条の表以外の部分中「流域下水道」を「流域下水道事業の施設として設置する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とする。

第3条中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（法の適用）

第3条 流域下水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の

2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(業務状況説明書類の作成)

第6条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高

(4) 前3号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため、知事が必要と認める事項

3 知事は、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、事故のやんだ後できるだけ速やかにこれをしなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(都市計画課)

富山県条例第32号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,596人」を「5,579人」に、「42人」を「52人」に、「39人」を

「29人」に、「273人」を「266人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第33号

富山県卸売市場条例を廃止する条例

富山県卸売市場条例（昭和46年富山県条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(農産食品課)

令和2年3月25日印刷発行

発行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076-444-3153番
